

ISI 外語カレッジ 学則

# ISI 外語カレッジ 学則

## 第 1 章 総則

### (適用範囲)

第 1 条 本学則は、本学の認定日本語教育機関における認定課程で学ぶ者に対する日本語教育について定める。

### (目的)

第 2 条 本学は、学校教育法に基づき、日本の高等教育機関（大学・専門学校等）に入学を希望する外国人留学生や、日本語教育を通じて日本の文化や習慣等の理解を深めたい学生に対して、日本語教育及び高等教育を受けることに必要な基礎科目の教育を行い、併せて国際親善に寄与することを目的とする。

### (名称)

第 3 条 本学は、ISI 外語カレッジと称する。

### (位置)

第 4 条 本学の位置を、東京都豊島区南池袋一丁目 1 3 番 1 3 号 に置く。

### (点検・評価)

第 5 条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 2 章 課程、修業年限、定員及び休業日

### (課程、修業年限及び定員)

第 6 条 本学の課程、修業期間、定員及びクラス数は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と判断した場合は、進学 2 年コース、進学 1 年 9 か月コース及び進学 1 年 6 か月コースの収容定員及びクラス数を相互に振り替えることができる。

部	分野	日本語教育課程	修業期間	入学定員	収容定員	クラス数	昼夜の別
第 1 部	留学	進学 2 年コース	2 年	30 人	60 人	3	昼間
		進学 1 年 9 か月コース	1 年 9 か月	30 人	60 人	3	
		進学 1 年 6 か月コース	1 年 6 か月	30 人	60 人	3	
		進学 1 年 3 か月コース	1 年 3 か月	10 人	20 人	1	
第 2 部	留学	進学 2 年コース	2 年	30 人	60 人	3	昼間
		進学 1 年 9 か月コース	1 年 9 か月	30 人	60 人	3	
		進学 1 年 6 か月コース	1 年 6 か月	30 人	60 人	3	
		進学 1 年 3 か月コース	1 年 3 か月	10 人	20 人	1	
		計		200 人	400 人	20	

(始期・終期等)

第7条 本学のコースは、4月、7月、10月、1月に始まり3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2学期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3学期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本学の休業日は、原則次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏期休業日
- (5) 秋期休業日
- (6) 冬期休業日
- (7) 春期休業日

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他緊急の事情があると校長が認めるときは、臨時に休業日とすることができる。

(授業の終始業時刻)

第9条 本学の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

- (1) 第1部 始業時刻 8時50分 終業時刻 12時
- (2) 第2部 始業時刻 13時 終業時刻 16時10分

### 第3章 教育課程、授業時数、

#### 学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第10条 本学の各コース別の1時限の授業時間は90分とし、1時限あたり45分2授業時数の授業を行ったこととみなす。

本学の教育課程は次の表のとおりとし、授業科目、学習目標の目安、及び週当たり授業時数等の詳細は、「学生スタートブック」に定める。

進学2年コース

レベル	日本語教育の参照枠	日本語能力試験のレベル	標準期間及び合計授業時数
初級Ⅰ	A1	N5	3か月・10週間・192時間
初級Ⅱ	A2	N4	3か月・10週間・192時間
中級Ⅰ	B1	N3	3か月・10週間・192時間
中級Ⅱ	B1	N3～N2	3か月・10週間・192時間
中級Ⅲ	B2	N2	3か月・10週間・192時間
上級Ⅰ	B2	N2	3か月・10週間・192時間
上級Ⅱ	B2	N2～N1	3か月・10週間・192時間
上級Ⅲ	B2	N1	3か月・10週間・192時間

進学1年9か月コース

レベル	日本語教育の参照枠	日本語能力試験のレベル	標準期間及び合計授業時数
初級Ⅰ	A1	N5	3か月・10週間・192時間
初級Ⅱ	A2	N4	3か月・10週間・192時間
中級Ⅰ	B1	N3	3か月・10週間・192時間
中級Ⅱ	B1	N3～N2	3か月・10週間・192時間
中級Ⅲ	B2	N2	3か月・10週間・192時間
上級Ⅰ	B2	N2	3か月・10週間・192時間
上級Ⅱ	B2	N2～N1	3か月・10週間・192時間

進学1年6か月コース

レベル	日本語教育の参照枠	日本語能力試験のレベル	標準期間及び合計授業時数
初級Ⅰ	A1	N5	3か月・10週間・192時間
初級Ⅱ	A2	N4	3か月・10週間・192時間
中級Ⅰ	B1	N3	3か月・10週間・192時間
中級Ⅱ	B1	N3～N2	3か月・10週間・192時間
中級Ⅲ	B2	N2	3か月・10週間・192時間
上級Ⅰ	B2	N2	3か月・10週間・192時間

進学1年3か月コース

レベル	日本語教育の参照枠	日本語能力試験のレベル	標準期間及び合計授業時数
初級Ⅱ	A2	N4	3か月・10週間・192時間
中級Ⅰ	B1	N3	3か月・10週間・192時間
中級Ⅱ	B1	N3～N2	3か月・10週間・192時間
中級Ⅲ	B2	N2	3か月・10週間・192時間
上級Ⅰ	B2	N2	3か月・10週間・192時間

2 各レベルの到達目標は以下の通りとする。

レベル	到達目標 (Can do)
初級Ⅰ	具体的な欲求を満たすための、日常的な場面で、繰り返し使用されるごく簡単な表現が理解できる。 相手がゆっくりはっきりと話したり支援してくれたら、ごく簡単なやりとりをすることができる。
初級Ⅱ	身近な人物や、買い物、アルバイト、娯楽など日常的な場面で、繰り返し使用される簡単な表現が理解できる。簡単で日常的な事柄に関する情報交換が可能である。
中級Ⅰ	学校やアルバイト、趣味、娯楽などの日常的な場面で見聞きする、短くて簡単な文なら理解できる。 身近な話題について個人的な簡単なテキストを作成することができる。
中級Ⅱ	学校やアルバイト、趣味、娯楽などの日常的な場面でよく見聞きする話題について、大意が理解できる。 個人的に関心のある話題について、簡単で短い、脈絡のあるテキストを作ることができる。
中級Ⅲ	学校やアルバイト、趣味、娯楽などの日常的な場面で見聞きする様々な話題について、大意が理解できる。 個人的に関心のある話題について、脈絡のあるテキストを作ることができる。
上級Ⅰ	進学を希望する専門分野で遭遇することが想定される話題や、社会的な話題の概要を理解し、意見を交換できる。 多文化環境において、自分の考えを提示しつつ協働的に課題に取り組むことができる。
上級Ⅱ	進学を希望する専門分野で遭遇することが想定される専門性が高い話題や、社会的な話題の主要な内容を理解し、意見を交換したり、論理的にやり取りしたりできる。

	多文化環境において、自分の考えを提示しつつ協働的に課題に取り組むことができる。
上級Ⅲ	<p>進学を希望する専門分野で遭遇することが想定される専門性が高い話題や、社会的な話題の主要な内容を理解し、意見を交換したり、論理的にやり取りしたりできる。</p> <p>多文化環境において、柔軟かつ主体的に自分の考えを提示しつつ、協働的に課題に取り組むよう全体に働きかけることができる。</p> <p>多様な場面と状況において、長く複雑なテキストが理解でき、目的に応じた適切な言語表現で自然に自己表現ができる</p>

3 学習期間は標準的な目安であり、教務主任はクラスの構成に応じて学習期間を調整することができる。

4 入学時に日本語基礎能力を有する者は、実力に応じたクラスで学ぶことができる。

(学習の評価)

第11条 各学期の学習の評価は各科目で行い、5段階評価とする。

2 学習の評価及び進級に関する事項は、「学生生活スタートブック」に定める。

(教職員組織)

第12条 本学に、次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教務主任
- (3) 教員 20名以上（うち本務等教員10名以上）
- (4) 事務局主任
- (5) 生活指導担当 4名以上
- (6) 事務職員 2名以上（うち専任2名以上）

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

4 事務局主任は校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

## 第4章 入学、休学、退学、転学、編入学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 原則として、12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 誠実且つ勤勉で学習意欲のある者
- (3) 正当な手続きによって日本への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者
  - ・経費支弁者十分な経費支弁能力があること。
  - ・経費支弁能力を立証できる資料を有すること。
- (5) 本学の理念、教育目標、到達目標、ポリシーを十分に理解している者
- (6) 150時間程度の日本語学習経験、または日本語能力N5（A1）相当の日本語能力を有している者

ただし、校長が許可した場合は、上記入学要件を満たしていない者でも入学を許可する場合がある。

(入学時期)

第14条 本学への入学は、年4回とし、その時期は、4月、7月、10月及び1月とする。

(入学手続)

第15条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。
- (4) 本学への編入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度でありかつやむを得ない事情があると認められた場合には、選考の上許可することができる。

(休学・復学・転学)

- 第16条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、3日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。
  - 3 転学に関する事項は、「学生生活スタートブック」に定める。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業の認定)

- 第18条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第11条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
- 2 校長は、本学所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。
  - 3 卒業認定の詳細については、「学生生活スタートブック」に定める。

(褒賞)

第19条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。詳細については、「学生生活スタートブック」に定める。

(懲戒処分)

- 第20条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
- 2 懲戒処分の種類は、訓告、退学の勧告、除籍（懲戒退学）処分の3種とする。
  - 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うものとする。
    - (1) 学生規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったとき
    - (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
    - (4) 正当な理由なく出席が常でない者
    - (5) 本学の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
  - 4 校長は前条に係る行為に該当する学生に対して訓告を与え、3回目となった場合には、除籍（懲戒退学）を命ずることができる。

## 第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 21 条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

( 単位：円)

	進学 2 年コース	進学 1 年 9 か月コース	進学 1 年 6 か月コース	進学 1 年 3 か月コース
入学検定料	33,000	33,000	33,000	33,000
入学金	77,000	77,000	77,000	77,000
授業料	1,428,000	1,248,000	1,068,000	888,000
教材費	99,000	85,250	71,500	57,750
施設運営管理費	180,000	155,000	130,000	105,000
合計	1,817,000	1,598,250	1,379,500	1,160,750

(納入及び納入の特例)

第 22 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、生徒納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより生徒納付金の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

第 23 条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、生徒納付金を 3 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 24 条 第 21 条及び第 22 条の規定に基づき所定の金額を納付した者が、入学の辞退又は退学をする場合における入学金、授業料及び教材費等の返還については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 在留資格認定証明書が不交付の場合

入学検定料、入学金、返金手数料及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。

(2) 在留資格認定証明書は交付されたが、査証の申請を行わず来日しない場合

在外公館で査証発給申請をしたが、認められず来日できない場合

入学検定料、入学金、返金手数料及び返金銀行手数料を除くすべての納付金を返還する。ただし、入学許可書、及び在留資格認定証明書を返還した者、在外公館において査証が発給されなかったことを本学が確認できた者に限る。

(3) 査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合

査証が未使用で失効していることを確認できた場合には、入学検定料、入学金、返金手数料及び返金銀行手数料を除く納付金を返還する。学納金に関しては辞退の申し出日によって異なり、詳細については募集要項に準ずる。ただし、入学許可書と在留資格認定証明書を返還し、在留資格(ビザ)の失効確認ができた者に限る。

(4) 入学後、途中退学した場合

入学検定料及び入学金は、返還しない。授業料、教材費及び施設運営管理費については、1 年間を 2 期とし、次学期の納付済み分を返還する。詳細については、「学生生活スタートブック」に定める。

## 第6章 雑則

(健康診断)

第25条 健康診断は、年1回実施する。

(寄宿舍)

第26条 寄宿舍の寮費は前納とする。寮費を2か月以上滞納し、なお納入の見込みがない場合、校長は当該生徒を除籍(懲戒退学)処分とすることができる。

2 寄宿舍の入寮者は、別に定める規則を遵守しなければならない。規則を守れない者は、直ちに退出しなければならない。

3 寮費、規則その他の事項については、寮規則に定める。

(細則)

第27条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

(学生の遵守義務)

第28条 本学に在籍する学生は、本学規則及び本学が定める他の諸規則を遵守する義務を負う。

附則

- 1、この学則は2014年7月1日から施行する。
- 2、この学則は2015年4月1日から施行する。
- 3、この学則は2017年4月1日から施行する。
- 4、この学則は2019年4月1日から施行する。
- 5、この学則は2021年4月1日から施行する。
- 6、この学則は2024年4月1日から施行する。
- 7、この学則は2024年10月1日から施行する。
- 8、この学則は2025年4月1日から施行する。
- 9、この学則は2026年4月1日から施行する。